

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律等に基づく
申請等の手続における旧姓使用について

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）」及びこの法律に基づく政省令等の規定に基づく申請等については、「旧姓（旧氏）」を記載して申請することが可能です。

旧姓を記載して申請される場合、旧姓と現在の氏名の関係を確認するため、必要に応じて以下の書類の提出をお願いすることがあります。

- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本（旧姓と現在の氏名が確認できるもの）
- ・ 住民票、マイナンバーカード等（旧姓併記のもの）
- ・ その他、確認に必要な書類